

構成要素	評価項目	評価の観点・評価の基準
子どもの参画の推進	1	◎市の実行計画及び子どもマスタープランに子どもの意見の表明について位置付けられている。 ○市の実行計画または子どもマスタープランのいずれかに子どもの意見の表明について位置付けられている。 －市の計画の中に子どもの意見の表明が位置付けられていない。
子どもの参画の推進	2	◎ポスター作品や広報紙の配布等、子どもの意見を尊重する啓発事業が、子どもに関する施設に限らず様々な分野の市の施設で展開されるなど、広く市民が目に触れる機会を持つことができる状態にある。 ○子どもの意見を尊重する啓発事業が子どもに関する施設で展開されている。 －子どもの意見を尊重する啓発事業が積極的に展開されていない。
子どもの参画の推進	3	◎子どもの意見の尊重が子どもに関する分野に限らず、その他の分野の職員も対象として職員研修に組み込まれている。 ○子どもの意見の尊重が子どもに関する分野の職員を対象として研修に組み込まれている。 －子どもの意見の尊重が職員研修に組み込まれていない。
子どもの参画の推進	4	◎子ども自身が学校生活や日常生活についての全般にわたり、相談できる仕組みがある。 ○子ども自身が学校生活について、相談できる仕組みがある。 －子ども自身が学校生活や日常生活について、相談できる仕組みがない。
子どもの参画の推進	5	◎貧困、障がい、虐待、少年司法など特定の属性を持つ子どもへの施策において、当事者の子どもの意見を聴取しながら、推進している。 ○貧困、障がい、虐待、少年司法など特定の属性を持つ子どもへの施策において、その保護者の意見を聴取しながら、推進している。 －特定の属性を持つ子ども、保護者の意見を聴取する仕組みが存在しない。
子どもの参画の推進	6	◎学識経験者の意見や乳幼児を抱える保護者の意見を聴きながら、乳幼児に向けた施策を推進している。 ○乳幼児の居場所など、乳幼児や乳幼児を抱える保護者に配慮した施策を推進している。 －乳幼児が利用する事業について、乳幼児の視点を考慮するための体制が整っていない。
子どもの参画の推進	7	◎子どもの利用が想定されている施設等の整備・運用ルール決定や、子どもの日常生活に直接かわかる計画・事業等の企画について、子どもに関する分野に限らず、どの分野においても子どもが参画する機会を設けている。 ○子どもの利用が想定されている施設等の整備・運用ルール決定や、子どもの日常生活に直接かわかる計画・事業等の企画について、子どもに関する分野で子どもが参画する機会を設けている。 －子どもの利用が想定されている施設等の整備・運用ルール決定や、子どもの日常生活に直接かわかる計画・事業等の企画に子どもが参画する機会を設けていない。
2 条例・規則等の制定	1	◎子ども・子育て支援事業計画、障害児福祉計画等、子どもに関連する法定計画全般について策定・運用しており、かつ、子ども計画や子供の貧困対策に関する計画等子どもに関連する努力義務の計画も策定・運用している。 ○子どもに関連する法定計画全般について策定・運用しているが、努力義務の計画については策定していない。 －子どもに関連する法定計画について、一部策定できていない。
2 条例・規則等の制定	2	◎子どもの人権を尊重する条例等があり、条例を推進している計画の取組みの評価や検証を行っている。 ○子どもの人権を尊重する条例等がある。 －子どもの人権を尊重する条例等は制定していない。
2 条例・規則等の制定	3	◎子どもに関する条例や計画等の検証・見直し作業において、子どもも含めた市民や学識者等が参画する仕組みがある。 ○子どもに関する条例や計画等の検証・見直し作業において、市民や学識者等が参画する仕組みがある。 －子どもに関する条例や計画等の検証・見直し作業において、第三者等が参画する仕組みがない。
2 条例・規則等の制定	4	◎子どもの権利に関する条例等について、子どもの権利条約の4つの一般原則が盛り込まれているか、もしくは相当する項目が記載されている。 ○子どもの権利に関する条例等について、子どもの権利条約の4つの一般原則が一部記載されている。 －子どもの権利に関する条例等について、子どもの権利条約の4つの一般原則に関する記載はない。

構成要素	評価項目	評価の観点・評価の基準
2 条例・規則等の制定	5	◎子どもの権利に関する条例等の中に、権利侵害に対する救済を確保するための助言・権利擁護・苦情申立て手続き等の規定が盛り込まれている。 －子どもの権利に関する条例等の中に、権利侵害に対する救済を確保するための規定が盛り込まれていない。
3 子どもにやさしいまちづくり戦略計画	1	◎子どもに関連する部門の計画には、子どもの社会参画や子どもの権利擁護等の子どもにやさしいまちづくりの要素が盛り込まれ、計画に沿って実行されている。 ○子どもに関連する計画の中に、子どもにやさしいまちづくりの要素が盛り込まれている。 －子どもに関連する計画の中に、子どもにやさしいまちづくりの要素は含まれていない。
3 子どもにやさしいまちづくり戦略計画	2	◎子どもに関連する計画の策定委員会の中に、子どもや若者、NGO関連団体等の利害関係者の参画に加え、子どもも参画して幅広い協議が行われている。 ○子どもに関連する計画の策定委員会の中に、子ども、若者、NGO関連団体等の利害関係者が参画して幅広い協議が行われている。 －子どもに関連する計画の策定委員会の中に、子ども等の利害関係者や子ども当事者の参画が含まれていない。
3 子どもにやさしいまちづくり戦略計画	3	◎策定している子どもに関連する計画の中に、①生きる権利、②育つ権利、③守られる権利、④参加する権利が理念的に盛り込まれている。 ○策定している子どもに関連する計画の中に、4つの子どもの権利の一部が盛り込まれている。 －策定している子どもに関連する計画の中に、4つの子どもの権利は盛り込まれていない。
3 子どもにやさしいまちづくり戦略計画	4	◎策定している子どもに関連する計画は、すべての子どもを対象にし、特別な状況の子どもに対する施策や事業が記載されている。 ○策定している子どもに関連する計画は、すべての子どもを対象にしている。 －策定している子どもに関連する計画において、子どもを取り巻く特別な状況への注意が払われていない。
3 子どもにやさしいまちづくり戦略計画	5	◎子どもに関連する計画の策定過程において、市区町村の重要な施策として位置づけられ、全庁的に推進する体制がある。 ○子どもに関連する計画の策定過程において、市区町村の重要な施策として位置づけられている。 －子どもに関連する計画の策定過程において、市区町村の重要な施策として位置づけられておらず、子ども部局のみによって推進されている。
3 子どもにやさしいまちづくり戦略計画	6	◎総合計画や基本構想・基本計画には子どもにやさしいまちづくりが記載されており、個別計画である子どもに関連する計画と整合性が図られている。 ○総合計画や基本構想・基本計画と個別計画である子どもに関連する計画との整合性が図られている。 －総合計画や基本構想・基本計画と、個別計画である子どもに関連する計画と整合性が図られていない。
3 子どもにやさしいまちづくり戦略計画	7	◎子どもに関連する計画の中には、重点課題と課題に対する施策、数値目標等が含まれており、概ね目標通りに進んでいる。 ○子どもに関連する計画の中には、重点課題と課題に対する施策、数値目標等が含まれている。 －子どもに関連する計画の中で、施策は打ち出しているものの、数値目標の設定は行われていない。
3 子どもにやさしいまちづくり戦略計画	8	◎子どもに関連する計画の中には、各年度の事業の達成度を測る数値目標や、PDCAサイクル等の評価の仕組みが盛り込まれている。 ○子どもに関連する計画の中には、各年度の事業の達成度を測る数値目標がある。 －子どもに関連する計画の中には、各年度の事業の達成度を測る数値目標や、PDCAサイクル等の評価の仕組みが盛り込まれていない。
3 子どもにやさしいまちづくり戦略計画	9	◎子どもに関連する計画において、パブリックコメントやヒアリング等の機会を通じて、子どもや子どもに関わる人の声を聴きながら策定している。その上で、計画策定後は幅広く市民に周知をしている。 ○子どもに関連する計画の策定過程において、パブリックコメントやヒアリング等の機会を通じて、子どもや子どもに関わる人の声を聴きながら策定している。 －子どもに関連する計画の策定過程において、パブリックコメントやヒアリング等の機会を設けていない。

構成要素	評価項目	評価の観点・評価の基準
4 子ども施策推進部署の実施体制	1	◎子どもにやさしいまちの担当部署があり、全庁における子どもにやさしいまちづくりの推進に向けた調整や、戦略企画のフォローアップを実施している。 ○子どもにやさしいまちの担当部署がある。 －子どもにやさしいまちの担当部署はない。
4 子ども施策推進部署の実施体制	2	◎子どもにやさしいまちの推進や、子ども施策の事業推進、調整、戦略企画及びフォローアップを担当する部署は市長部局に位置づけられ、市長自らが子どもにやさしいまちづくりの推進のかじ取りを担っている。 ○子どもにやさしいまちの推進や、子ども施策の事業推進、調整、戦略企画及びフォローアップを担当する部署は市長部局に位置づけられている。 －子どもにやさしいまちの推進や、子ども施策の事業推進、調整、戦略企画及びフォローアップを担当する部署は、市長部局に位置づけられていない。
4 子ども施策推進部署の実施体制	3	◎パブリックコメントだけでなく、子ども議会（会議）やワークショップのように子どもと直接意見交換する機会の設定が、全庁的な取組みとなっている。 ○パブリックコメントだけでなく、子ども議会やワークショップのように子どもと直接意見交換する機会の設定が子どもの部署で実施している。 －子どもにやさしいまちの推進や、子ども施策の事業推進、調整、戦略企画及びフォローアップを担当する部署では、子どもの意見を直接聴取する機会は設けていない。
5 施策実行に係るマネジメントプロセスの状況	1	◎新しい条例・規則・政策の立案時及び実施過程における子どもへの影響評価において、特定の状況にある子どもたちへの配慮が行われている。 ○子ども施策立案時に、ニーズ量調査などを実施し、子どもへの影響評価が行われている。 －子どもへの影響評価は行われていない。
5 施策実行に係るマネジメントプロセスの状況	2	◎子どもへの影響評価は、計画に反映できるタイミングで実施している。 ○子どもへの影響評価が実施されている －子どもへの影響評価は実施されていない。
5 施策実行に係るマネジメントプロセスの状況	3	◎個別計画に定める施策が及ぼす子ども達への影響について、定期的に影響評価が行われており、結果を反映した見直しを実施している。 ○個別計画に定める施策が及ぼす子ども達への影響について、定期的に影響評価が行われている。 －個別計画に定める施策が及ぼす子ども達への影響について、影響評価は行われていない。
5 施策実行に係るマネジメントプロセスの状況	4	◎事前・事後に子どもへの影響を評価するプロセスにおいて、すべての子どもに対する影響評価がなされており、特定の状況の子どもも考慮されている。 ○事前・事後に子どもへの影響を評価するプロセスにおいて、子どもに対する影響評価がなされている。 －事前・事後に子どもへの影響を評価するプロセスにおいて、子どもに対する影響評価はされていない。
5 施策実行に係るマネジメントプロセスの状況	5	◎子どもに関わる条例・規則・政策の立案や計画策定のプロセスに子どもの声を聴き、それを反映する仕組みがある。 ○子どもに関わる条例・規則・政策の立案や計画策定のプロセスに子どもの声を聴く仕組みがある。 －子どもに関わる条例・規則・政策の立案や計画策定のプロセスに子どもの声を聴く仕組みがない。
5 施策実行に係るマネジメントプロセスの状況	6	◎条例制定時や計画策定時に子どもが参画しており、事前・事後の外部評価が実施されている。 ○条例制定時や計画策定時に子どもが参画している。 －条例制定時や計画策定時に子どもが参画していない。
6 予算配分	1	◎子どもたちが自治体の予算について知る機会があり、かつ評価をする仕組みがある。 ○子どもたちが自治体の予算について知る機会がある。 －子どもたちが自治体の予算について知る機会がない。
6 予算配分	2	◎自治体の予算や支出のうちの子どものための項目やその割合を子どもにもわかりやすい形で公表している。 ○自治体の予算や支出のうちの子どものための項目やその割合を公表している。 －自治体の予算や支出のうちの子どものための項目やその割合を公表していない。
6 予算配分	3	◎自治体の予算編成にあたり、子どもたちにそのプロセスや予算の使途を子ども向けの媒体や教育現場で、子ども向けに説明している。 ○自治体の予算編成にあたり、子どもたちにそのプロセスや予算の使途を、子ども向けに特化した内容ではないが、説明している。 －自治体の予算編成にあたり、子どもたちにそのプロセスや予算の使途を説明していない。

構成要素	評価項目	評価の観点・評価の基準
6 予算配分	4	◎自治体の予算のうちの子どもに関する事業のみを抜粋した「子ども向け予算」を作成し、子どもに分かりやすく周知している。 ○自治体の予算のうちの子どもに関する事業のみを抜粋した「子ども向け予算」を作成周知している。 －自治体の予算のうちの子どもに関する事業のみを抜粋した「子ども向け予算」を作成していない。
7 モニタリング	1	◎子どもの人口等に関する基礎的な統計の他、子どもに関するや社会資源の状況、貧困や配慮が必要な子どもの状況、保護者・子どもへの満足度調査等の情報が網羅的に収集されている。 ○子どもの人口等に関する基礎的な統計など子どもに関する統計情報が収集されている。 －子どもに関する統計情報が、収集されていない。
7 モニタリング	2	◎子どもの生活に関する実態調査報告書や子どもの権利に関する実態・意識調査報告書が作成され、子どもにやさしいまちづくりの進捗度がまとめられている。 －子どもの生活に関する実態調査報告書や子どもの権利に関する実態・意識調査報告書が作成されていない。
7 モニタリング	3	◎子ども報告書の内容が広く公表されており、その内容を活用して政策立案がなされている。 ○子ども報告書の内容が公表されている。 －子ども報告書の内容が公表されていない。
8 子どもの人権の広報	1	◎総合計画や個別計画において子どもの権利を推進する施策が位置づけられ、計画に沿って、市民への普及活動が行われている。 ○総合計画や個別計画において子どもの権利を推進する施策が位置づけられている。 －総合計画や個別計画において子どもの権利を推進する施策が位置づけられていない。
8 子どもの人権の広報	2	◎主要な職員を対象とした子どもにやさしいまちづくりに関する研修が実施されて、子ども主体目線での施策展開がされている。 ○主要な職員を対象とした子どもにやさしいまちづくりに関する研修を実施している。 －主要な職員を対象とした自治体幹部職員は子どもにやさしいまちづくりに関する研修を実施していない。
8 子どもの人権の広報	3	◎指導カリキュラムの中に、子どもの権利全般について学ぶ機会が全校で組み込まれている。 ○指導カリキュラムの中に、子どもの権利全般について学ぶ機会が組み込まれている。 －指導カリキュラムの中に、子どもの権利全般について学ぶ機会が組み込まれていない。
8 子どもの人権の広報	4	◎公立の小中高の教職員や公立および私立の保育園、幼稚園、認定こども園等で、子どもとともに／子どものために働く者を対象とした全ての施設で子どもの人権教育・研修を実施している。 ○公立の小中高の教職員や公立および私立の保育園、幼稚園、認定こども園等で、子どもとともに／子どものために働く者を対象とした一部の施設で子どもの人権教育・研修を実施している。 －公立の小中高の教職員や公立および私立の保育園、幼稚園、認定こども園等で、子どもとともに／子どものために働く者を対象とした子どもの人権教育・研修を実施していない。
8 子どもの人権の広報	5	◎大人と子どもを対象に子どもにやさしいまちについての認知度の調査が定期的にされている。 ○子どもを対象に子どもにやさしいまちについての認知度の調査が定期的にされている。 －子どもにやさしいまちについての認知度を把握していない。
9 独立支援組織の設置・支援	1	◎子どもへの支援を行う企業や法人、NPO等と連携した子どもにやさしいまちづくり事業を実施しており、新たな連携を築いていく取組みがある。 ○子どもへの支援を行う企業や法人、NPO等と連携した子どもにやさしいまちづくり事業を実施している。 －子どもへの支援を行う企業や法人、NPO等と連携した子どもにやさしいまちづくり事業を実施していない。
9 独立支援組織の設置・支援	2	◎行政は、協働する子ども関係機関の意見を尊重しながら事業を実施している、かつ、附属機関などの委員に子ども関係機関を参加者としている。 ○行政は、協働する子ども関係機関の意見を尊重しながら事業を実施している、または、附属機関などの委員に子ども関係機関を参加者としている。 －行政は、子ども関係機関と協働しておらず、附属機関などの委員に子ども関係機関が参加者になっていない。
9 独立支援組織の設置・支援	3	◎子ども・若者の主体的な活動に対して、場の提供や金銭的な支援等を行っている。 ○子ども・若者の主体的な活動が奨励されている。 －子ども・若者の主体的な活動に対して具体的な支援は行っていない。

構成要素	評価項目	評価の観点・評価の基準
9 独立支援組織の設置・支援	4	◎子どもの権利擁護機関、子どもオmbズパーソンなど子どもの権利の救済や擁護、支援のための公的第三者機関を設置している。 －子どもの権利擁護機関、子どもオmbズパーソンなど子どもの権利の救済や擁護、支援のための公的第三者機関の設置は行っていない。
町田市子どもにやさしいまち条例の推進	1	◎条例の理念に対する市民等の理解を深め、「子どもにやさしいまち」への関心を高めるための広報・啓発活動を行っている。 －条例の理念に対する市民等の理解を深め、「子どもにやさしいまち」への関心を高めるための広報・啓発活動が行われていない。
町田市子どもにやさしいまち条例の推進	2	◎条例の理念を市の行政活動全般に反映させる仕組みがある。 ○条例の理念を市の行政活動の一部に反映させる仕組みがある。 －条例の理念を市の行政活動に反映させる仕組みがない。
町田市子どもにやさしいまち条例の推進	3	◎子どもを危険な環境から守るための安全な環境づくりと、子どもが安心して自分らしく過ごせる居場所づくりの両方を行っている。 ○子どもを危険な環境から守るための安全な環境づくり、または子どもが安心して自分らしく過ごせる居場所づくりのいずれかを行っている。 －子どもを危険な環境から守るための安全な環境づくりと、子どもが安心して自分らしく過ごせる居場所づくりのいずれも行っていない。
町田市子どもにやさしいまち条例の推進	4	◎自然との触れあい、様々な体験、多様な人との交流等、子どもがより豊かな人間性を育むことを目的とした機会を提供している。 －子どもがより豊かな人間性を育むことを目的とした機会を提供していない。
町田市子どもにやさしいまち条例の推進	5	◎貧困やひとり親家庭を含むすべての子育て家庭を対象に、保護者の負担の軽減や、子育てしやすい環境の整備を行っている。 ○保護者の負担の軽減や、子育てしやすい環境の整備を行っているが、対象が一部の子育て家庭に限定されている。 －子育て家庭における保護者の負担の軽減や、子育てしやすい環境の整備を行っていない。
町田市子どもにやさしいまち条例の推進	6	◎子ども向けリーフレットや概要版の作成、子ども向けのホームページなど、子どもにわかりやすい情報発信を、子どもに関連する部署に限らず、その他の部署でも行っている。 ○子ども向けリーフレットや概要版の作成、子ども向けのホームページなど、子どもにわかりやすい情報発信を、子どもに関連する部署で行っている。 －子どもにわかりやすい情報発信を行っていない。
町田市子どもにやさしいまち条例の推進	7	◎子ども施策全般について、貧困や障がい、外国にルーツを持つ子どもなど、すべての子どもに配慮して取組を実施している。 ○子ども施策の一部について、貧困や障がい、外国にルーツを持つ子どもなど、すべての子どもに配慮して取組を実施している。 －子ども施策について、貧困や障がい、外国にルーツを持つ子どもなどに配慮していない。
町田市子どもにやさしいまち条例の推進	8	◎子どもにやさしいまちを実現するため、子どもに関する施策等の計画を策定・公表し、施策の実施状況の定期的な効果検証と、その結果の公表を行っている。 ○子どもにやさしいまちを実現するための、子どもに関する施策等の計画を策定している。 －子どもにやさしいまちを実現するための、子どもに関する施策等の計画を策定していない。